

私立高等学校等施設高機能化整備費に係る補助
事業の交付内定前の事業着手の承認要件

ア. 計画した研究及び教育カリキュラムの実施上特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。

イ. 学生等の生命・健康等に係る安全の確保のため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。

ウ. その他、文部科学大臣が特に認めたもの。

(具体的事例)

- ・ 地元住民、利害関係人等からの苦情・要望を調整した結果、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- ・ 施工業者等における資材の調達、労働者の手配調整、特定の納期等が制限されるため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- ・ 気候等自然条件により、事業経費が著しく高騰又は事業の実施が困難になるため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。
- ・ 公共事業（災害復旧、上下水道、電話、電気、鉄道等）等との調整のため、特定時期の工事又は設備等整備が不可欠である場合。